

資金繰りでお困りの農林漁業者のみなさまを積極的に応援します。

セーフティネット貸付のご案内

信頼と安心を、 明日の力へ。

日本政策金融公庫（略称：「日本公庫」）は、
資金繰りでお困りの農林漁業者のみなさまを
セーフティネット貸付により全力で応援しています。

また、返済条件の緩和（条件変更）による
経営支援にも積極的に対応しています。



日本政策金融公庫

農林漁業セーフティネット資金のご案内

〈ご利用いただける方〉

- 【農業】 ■ 認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人）
■ 認定就農者（認定就農計画を作成して都道府県知事の認定を受けた個人・法人）
- 【林業】 ■ 林業経営改善計画を作成して都道府県知事の認定を受けた個人・法人
- 【漁業】 ■ 漁業経営改善計画を作成して都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた個人・法人
- 【その他】 ■ （個人）農林漁業所得が総所得の過半を占める、又は農林漁業粗収益が200万円以上の方
■ （法人）農林漁業売上高が総売上高の過半を占める、又は農林漁業売上高が1,000万円以上の法人

〈ご利用いただける要件〉

「ご利用いただける方」に当てはまる方が、以下のような状況に置かれている場合に、長期の運転資金をご融資いたします。

売上の減少 前期より売上高が10%以上減少した（もしくは減少の見込み）。	所得率・利益の減少 前期より所得率や純利益額が減少している。
燃油・資材等価格の高騰 燃油や家畜飼料、樹苗等の高騰により、一時的に経営が悪化している。	取引先等の破綻 販売先や取引金融機関が破綻し、経営に支障を来している。

〈ご融資条件〉

償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）

融資限度額：【一般】300万円 【特認】年間経営費等の3/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）

金利：0.80～1.05%（平成22年1月22日現在）

※ 借入時の金利は、金融情勢により変動します。

※ 審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。

※ 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。

JFC 日本政策金融公庫
農林水産事業本部

ホームページ <http://www.afc.jfc.go.jp/>

日本公庫

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

株式会社 日本政策金融公庫

農林水産事業本部

相談センター

農林水産事業本部コールセンター【フリーコール】



0120-926478